

● ボランティア行事用保険について

「こどものケガのリスク」「衛生管理上のリスク」「食事提供での安全管理」が必要になります。

【ボランティア行事用保険】⇒「こども食堂」で活用可能。

加入申込人（加入対象者）

（ご加入いただける方）

※必ず行事主催者が申込みを行ってください。

社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア、ボランティアグループ、団体^(※)

(※) 登録されている団体とは、社会福祉法人、NPO法人、社団法人、財団法人、学校法人、医療法人、地方公共団体、その他地域福祉活動の推進に取り組む団体です。なお、登録の方法は最寄りの社会福祉協議会までお問い合わせください。

(※) 営利企業（株式会社・有限会社・合同会社、合資会社・合名会社等）が実施主体である行事は補償の対象外とされていますが、企業内の有志の方々の自発的なボランティア活動による行事は、補償の対象となります。その場合は、グループの代表者を加入申込人としてください。（企業名での加入はできません。）

被保険者

（保険の補償を受けられる方）

ケガの補償 ・・・行事参加者全員（主催者（個人）を含みます。）

賠償責任の補償 ・・・行事主催者および共催者（参加者の実習を伴う行事の場合、行事参加者個人の実習中の損害賠償責任も補償します。）

対象となる行事

地域福祉活動^(※)やボランティア活動の一環として日本国内で行われる各種行事

(※) 地域福祉活動とは、地域住民や関係団体、ボランティアなどが参加する活動で地域の福祉を高めるために取り組むさまざまな活動です。

対象とならない行事

- 行政が主催する行事で、社会福祉協議会が共催・後援などの関連がない行事。
- 学校からの加入申込みの場合、教職員や生徒を対象とした学校管理下（クラブ活動・課外指導中などを含みます。）にある行事。
- 不特定多数の参加者が集まれるために参加者が否かを特定できない行事。
例）パレードなど不特定の方を対象に沿道で行うような場合
- グループや団体の構成員が行う組織活動（総会など）および親睦が目的のレクリエーション行事。
- 参加者のうち1人でも草刈り機やチェーンソーなどの電動器具・工具および原動機付の器具・工具を使用する行事。
- オンラインで実施する行事。
- 自宅（個人宅）で行われる行事。 など

補償期間（保険期間）

行事開催期間（加入手続き完了日の翌日午前0時以降の行事開催日を補償します。）

補償金額（保険金額）

Aプラン・Bプラン・Cプラン共通

（熱中症危険補償特約、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約セット）

		保険金の種類	補償内容	
ケガの補償	参加者本人のケガ	死亡保険金	400万円 ^(※1)	
		後遺障害保険金	400万円（限度額）	
		入院保険金日額	3,500円	
		手術 保険金	入院中の手術	35,000円
			外来の手術	17,500円
	通院保険金日額	2,200円		
賠償責任の補償		対人事故	1名・1事故2億円（限度額） ^(※2)	
		対物事故	1事故1,000万円（限度額） ^(※2)	

(※1) すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

(※2) 賠償責任の補償の限度額は、補償の対象となるリスクの種類ごとに適用されます。

保険料 (1名あたり)

Aプラン (宿泊を伴わない行事)、Bプラン (宿泊を伴う行事)、Cプラン (宿泊を伴わないかつ参加者が事前に特定できない行事) の3プランがあります。 (団体割引 15%適用済)

Aプラン ^(※1) (宿泊を伴わない行事)		
A1行事	A2行事	A3行事
1日 28円 (最低保険料 560円)	1日 126円 (最低保険料 2,520円)	1日 248円 (最低保険料 4,960円)

Bプラン ^(※2) (宿泊を伴う行事)			
1泊2日 (2日間)	241円	4泊5日 (5日間)	354円
2泊3日 (3日間)	295円	5泊6日 (6日間)	359円
3泊4日 (4日間)	300円	6泊7日 (7日間)	364円

Cプラン (宿泊を伴わないかつ参加者が事前に特定できない行事)	
(注) Cプランは行事区分表「A1区分」で、かつ、建物内(施設内)で開催する行事、または屋外の場合は、フェンス等で開催場所の境界が明確に区分でき、その中にある全員が参加者である行事に及びます。	
A1区分の行事	
1日 28円 (最低保険料 560円)	

◎ Aプラン・Bプランは行事開催地への往復途上のケガも補償の対象となります。Cプランは対象となりません。賠償責任の補償は主催者責任が問われた場合のみ対象となります。

◎ 登録研修機関がたんの吸引や経管栄養の実地研修を行った際の事故による損害賠償責任については、研修主催者はもちろん、研修参加者も補償の対象となります。行事記載欄の実習「有」に○印をつけてご加入ください。

(※1) Aプランにおける区分は、開催する行事の内容によって異なりますので行事区分表をご覧ください。

(※2) Bプランの行事で上記以外の日程につきましては、別途最寄りの社会福祉協議会までお問い合わせください。

保険金をお支払いする主な場合

(ケガの補償)

参加者が行事中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合や食中毒により身体に障害を負われた場合に保険金をお支払いします。熱中症(日射病・熱射病)の場合にも保険金をお支払いします。(A・B・Cプラン共通)

- ふれあい広場の会場内で参加者が転んでケガをし通院した。
- ハイキングで引率のボランティアや参加者がケガをし通院した。
- 行事中に出た弁当が原因で食中毒(O-157)になり入院した。
- 行事終了後の帰宅途中に交通事故にあい参加者が亡くなられた。(A・Bプランは補償します。)
- 行事参加者が熱中症になり入院した。(A・B・Cプラン共通)

(賠償責任の補償)

主催者が行事開催中の事故により、他人にケガを負わせたり、他人の物をこわしたことにより法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。

(対人事故)

- 運動会会場の設営の不備で入場者にケガを負わせてしまった。(施設所有管理者リスク)
- 行事開催中、火災が発生し誘導ミスで参加者を死亡させてしまった。(施設所有管理者リスク)
- キャンプで主催者の責任により食中毒が発生した。(生産物リスク)
- 介護職員初任者研修の参加者が実習中、お年寄りにケガを負わせた。(施設所有管理者リスク)

(対物事故)

- 研修会で主催者がクロークで預かった参加者の持ち物を紛失してしまった。(受託者リスク)

加入手続きは、各市町村社会福祉協議会で行うことができます。←

活動の前日までに手続きが必要です。←

青森市社会福祉協議会	017-723-1340	板柳町社会福祉協議会	0172-72-1161
弘前市社会福祉協議会	0172-33-1161	磐田町社会福祉協議会	0173-22-3394
八戸市社会福祉協議会	0178-47-2940	中泊町社会福祉協議会	0173-57-4841
黒石市社会福祉協議会	0172-52-2674	野辺地町社会福祉協議会	0175-64-0401
五所川原市社会福祉協議会	0173-34-3494	七戸町社会福祉協議会	0176-62-6790
十和田市社会福祉協議会	0176-23-2992	六戸町社会福祉協議会	0176-55-2943
三沢市社会福祉協議会	0176-53-3422	横浜町社会福祉協議会	0175-78-2067
むつ市社会福祉協議会	0175-33-3023	東北町社会福祉協議会	0175-63-2717
つがる市社会福祉協議会	0173-42-4886	六ヶ所村社会福祉協議会	0175-75-3000
平川市社会福祉協議会	0172-88-7639	おいらせ町社会福祉協議会	0178-52-7066
平内町社会福祉協議会	017-755-3956	大間町社会福祉協議会	0175-37-4558
今別町社会福祉協議会	0174-35-3081	東通村社会福祉協議会	0175-28-5115
蓬田村社会福祉協議会	0174-27-2828	風間浦村社会福祉協議会	0175-35-2243
外ヶ浜町社会福祉協議会	0174-22-2250	佐井村社会福祉協議会	0175-38-4181
髭ヶ沢町社会福祉協議会	0173-82-1602	三戸町社会福祉協議会	0179-22-0262
深浦町社会福祉協議会	0173-74-3111	五戸町社会福祉協議会	0178-62-2547
西目屋村社会福祉協議会	0172-85-2255	田子町社会福祉協議会	0179-32-4045
森崎町社会福祉協議会	0172-65-2056	南部町社会福祉協議会	0178-76-2662
大鰐町社会福祉協議会	0172-47-5151	階上町社会福祉協議会	0178-88-3067
田舎館村社会福祉協議会	0172-43-8111	新郷村社会福祉協議会	0178-78-3456

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 地域福祉課（ボランティア市民活動センター）←

〒030-0822 青森市中央三丁目 20-30 県民福祉プラザ 2階←

TEL：017-723-1391（代表）／FAX：017-723-1391←

青森県社協でもボランティア行事用保険の加入は可能ですが、事前に団体登録が必要です。登録方法については県社協へお問い合わせください。

行事日程と日数は必ずご記入ください。
 ※行事日程の開始日が振込日以前の日の場合、該当行事はご加入いただけません。

3枚複写の「加入依頼書」に記載します

必ずご記入ください。
 貼付した払込受付証明書記載の振込日をご記入ください。

社協コードは受付社協で記載します。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 御中

①ボランティア行事用保険加入依頼書

令和8年度用 No. _____

社協コード _____ ←必ずご記入ください。

払込日 令和〇〇年 △月 〇日

パンフレットを確認し、「個人情報の取扱いについて」に同意し、加入を申し込みます。

加入申込人	団体・グループ名	(フリガナ) ×××ボランティア 代表 山本一郎		ご署名(フルネーム)	振込する区分を 選んでください。
	ご住所・TEL	〒 123-4567	TEL 03 (1234) 5678	印	① 新規加入 ② 参加者数の追加
行事共催者	社会福祉協議会 ※行事共催：行政が主催する行事は社会福祉協議会の共催・後援・協力の関係がある場合のみ対象となります。				

行事予定表	加入依頼書別紙			1名あたり 保険料	Aプラン(宿泊を伴わない行事)			Bプラン(宿泊行事)		Cプラン	
	日程	行事名称(内容)	開催場所		A1	A2	A3	1泊2日	泊日	A1	
△月〇日 から 〇日	こども食堂	〇〇公民館	延人数 100人	2800円							
△月〇日 から 〇日	同上		延人数 100人	2800円							
△月〇日 から 〇日			延人数								
△月〇日 から 〇日			延人数								
			延人数計	200人							
			保険料計	5,600円							
			合計保険料								

加入依頼書および保険料は、行事開催日の前日までに送付・送金してください。
 ●Aプランの参加者名簿は必ず加入申込人が行事開催前までに備付けてください。
 ●Bプランの参加者名簿は加入依頼書に添付して提出してください。

★質問：保険の対象とする行事について、「同様の補償を行う他の保険契約等」がありますか？
 回答： しない はい

詳細：1名あたり保険金額などを記入してください。
 (※) 振替ジャパンおよび他社における傷害総合保険、普通傷害保険、賠償責任

必ず押印

別紙を使用する場合は別紙を含めた合計をご記入ください。

行事名称・開催場所は必ずご記入ください。
 同じ行事で複数申込みされる場合は、行事名称欄に「同上」とご記入ください。

行事に参加する全ての人数での契約が必要です。
 (参加者の一部での加入はできません。)

「日程」は連続した日を記載する。休みをはさんだ日程の場合は、2行目に記載する。
 3日以上の場合は、加入依頼書別紙に記入する。

補償金額(保険金額)		A・B・Cプラン共通
ケガの補償	死亡保険金	400万円
	後遺障害保険金	400万円
	入院保険金日額	3,500円
	手術保険金	入院時の手術 35,000円 外来の手術 17,500円
賠償責任	通院保険金日額	2,200円
	対人賠償	2億円
	対物賠償	1,000万円

- 行事の中止、延期、延長、短縮、参加者数の増加減少などの変更がある場合は、遅くとも翌営業日までに手続きをとってください。
- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまでご連絡ください。

社協使用欄

上記保険の加入申込みを _____ 年 月 日 に受け付けました。

受付社協名 _____ 社会福祉協議会 (受付印)

TEL () ()

受付社協で記載押印します。

保険料は原則事前に払込票を使用して郵便局で振込。振り込んだ後、支払証明書を加入依頼書に貼って社協に提出。
 実施日の前日まで(土日祝を除く)に加入依頼書を社協に提出。

記載の仕方が不明な時は…、空欄のまま社協に相談を。
 また、記載間違いがあっても二重線で訂正すればよい。

社会福祉協議会は…、居住地でも勤務先でも活動先でも手続き可能